

ございせん。ただ併し現行刑訴の第八條に規定しておりますが「數人同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ」と、現行刑訴第八條第一項の四号には、かような規定がありませんけれども、これを改正法におきましては削除いたしております。その趣旨はこの第四号は、大体同時犯のようなものが考えられるのでありますけれども、非常にいろいろものを関連事件として扱う必要性が少いのではないかという考えから、この第四号は落ししました。外に深い趣旨はございせん。次は第十條であります。同一事件が事物管轄を異にする數個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所がこれを審判する。上級の裁判所は、檢察官又は被告人の請求により、決定で管轄権を有する下級の裁判所にその事件を審判させることができる。かようにいたしました。これも先程第八條のところで申し上げましたように、現行刑訴の第二項におきましては、單に「檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル下級裁判所ヲシテ其ノ事件ヲ審判セシムルコトヲ得」とあります。被告の請求によつても、これを下級の裁判所にその事件を審判させることができるようにいたしました。この点だけ現行刑訴と違つておるところであります。次は第十一條であります。同一事件が事物管轄を同じくする數個の裁判所に係属するときは、最初に公訴を受けた裁判所が、これを審判する。これは現行刑訴の第九條であります。これが、これと變つておりません。ただ單に字の問題でありますけれども、現行刑訴におきましては、予審を認めておりますから「豫審又ハ公判ニ屬屬

スル」とありますけれども、内容におきましては何らの変化はございせん。それからこの第十一條の二項も第八條、第十條二項と同様に「被告人の請求により」ということを入れまして、その点だけ現行刑訴を改めております。次は第十二條であります。裁判所は、事實発見のため必要があるときは、管轄区域以外で職務を行うことができる。この規定は現行刑訴と全く變つておりません。次は第十三條であります。訴訟手続は、管轄違の理由によつては、その効力を失わない。この規定も現行刑訴と何らの變りはないのであります。第十四條であります。裁判所は、管轄権を有しないときでも、急速を要する場合には、事實発見のため必要な処分をすることができると。この規定も現行刑訴と少しも變つておりません。次は第十五條であります。檢察官は、左の場合には、關係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。一 裁判所の管轄区域が明らかでないため管轄裁判所が定められないとき。二 管轄違を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。これも現行刑訴と變りはありません。次は第十六條であります。法律による管轄裁判所がないとき、又はこれを知ることができないときは、檢察總長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。かように規定をいたしました。これも現行刑訴と少しも變つておりません。次は第十七條であります。檢察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。一

の一号が「管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行うことができないとき。二 号は「地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。二項におきまして「前項各号の場合には被告人も管轄移轉の請求をすることができ。この二項の規定は、先程八條以來申し上げました観点からいたしまして、被告人も管轄移轉の請求をここに認めております。これは現行刑訴と變つております。ただ併し一、二号の内容におきまして多少現行刑訴と變つた点があるものであります。現行刑訴によりますと一、二、第十六條の一号におきまして「管轄裁判所又ハ裁判所構成法第三條第二項ノ規定ニ依リ定メタル裁判所ニ於テ法律上ノ理由又ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコト能ハサルトキ」と、それから二号におきまして「被告人ノ地位、地方ノ民心、訴訟ノ状況其ノ他ノ事情ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサルトキ」と、こうありますけれども、内容におきましては變つていないのであります。そこで一号の「管轄裁判所が法律上の理由」と申しますのは、これは現行刑訴にもある通りであります。除斥、或いは回避等によりまして、管轄裁判所の裁判権を行うことができないような場合、又「特別の事情」と申しますのは、疾病等によりましてややはり同様な事態が生じた場合を言ふものと考えております。二号は大体「地方の民心、訴訟の状況その他の事情」、「その他の事情」と申しますのは、これは被告人の側におきましますところの事情等がこれに入ります。そういうような点につきま

ては、第十七條は現行刑訴とは變つておりません。多少書き方は變つておりますけれども、全体におきましては變つていない点もございせん。次は第十八條であります。犯罪の性質、地方の民心その他の事情により管轄裁判所が審判をするときは公安を害する虞があると認める場合には、檢察總長は、最高裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。この第十八條も現行刑訴の第十七條に基きまして、内容においては變つておりません。第十九條であります。これは「裁判所は適當と認めるときは、檢察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定を以てその管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。この第十九條は現行刑訴にはない規定であります。まして、裁判所が適當と認めるときは、主としてこれは被告人の利益のためになる場合を予想しているものであります。が、裁判所が適當と認めるときは、檢察官或いは被告人の請求によりまして、又は職権で以て管轄に属しております事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送する規定の問題であります。これは例へば、例を以て申しまするといふと、被告人がたゞ東京に來ております。元來郷里は大阪であります場合に、そこで以て東京の裁判所で起訴される、ところが、被告人のためにいろいろの關係からみますと、証人その他の關係等におきまして、大阪で調べた方が妥當と思われ、ごういふ場合には被告人の請求によりましては移送することができ

或いは檢察官におきましても同様の事情がある場合には、檢察官の請求によつてこれを移送することができ。又裁判所のみならず認める場合には裁判所もこれを移送することができ。かように廣く裁判所がどこで行なつたらよいかということに判断いたしました。この、適當と認められる場合におきましては、廣くこの移送が事物管轄を同じくする場合におきましてはできないという規定にしております。他の管轄裁判所でありましても、勿論管轄権を有しなければ直ぐに移送はできないのであります。それから十九條の三項であります。移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対しては、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を疎明して、即時抗告をすることができ。これは被告人のために沢山証人等もおり、弁護人もおり、被告人のために適當な親族關係があるというのに拘わらず、東京の裁判所でやつた方が適當と認める場合にこれを移送する場合、さうな場合においては、被告人はその決定により著しく利益を害されるという事實を明かにいたしました。即時抗告ができるといふ規定になつております。大体管轄につきましては極く簡單でございまして、以上申し上げました通りであります。○委員長(伊藤修吉) 以上第一章について御質疑がありましたら、この際御質疑を願います。○松井達夫君 十九條の二項であります。移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。とありますが、証拠調を開始した後というに理由を

同いた、と思ひます。て移送を受けた裁判所が、事情により証人側の便宜のために最も適當な裁判をえておらないのであります。るという意味を含ましております。

ておりますから、「豫審又は公判ニ際し

ければならない。」といたしまして、そ

います。そういうような点につきまし

る、こゝに於ては被告の請求に

を開始した後というに理由を

伺いたいと思います。

○政府委員(岡田重吉) 被告事件につ

て移送を受けた裁判所が、事情により

証人側の便宜のために最も適当な裁判

○松井達夫君 先程質問いたしました

と意味を含ましておりますので、従

○鬼丸義重君 第十九條の移送の決定

○鬼丸義重君 十九條の移送の決定

○鬼丸義重君 「裁判所は、適当と認め

○政府委員(岡田重吉) 最初十九條

○委員(伊藤修吉) これは当然のこと

○政府委員(岡田重吉) 改正案の十九

○政府委員(岡田重吉) 移送の決定

○政府委員(岡田重吉) 一点御注意

○政府委員(岡田重吉) 含んでおり

○政府委員(岡田重吉) 改正案の十九

○政府委員(岡田重吉) 移送の決定

○政府委員(岡田重吉) 一点御注意

○政府委員(岡田重吉) 含んでおり

○政府委員(岡田重吉) 改正案の十九

○政府委員(岡田重吉) 移送の決定

○政府委員(岡田重吉) 一点御注意

○政府委員(岡田重吉) 含んでおり

○政府委員(岡田重吉) 改正案の十九

○政府委員(岡田重吉) 移送の決定

○政府委員(岡田重吉) 一点御注意

○政府委員(岡田重吉) 含んでおり

○政府委員(岡田重吉) 改正案の十九

○政府委員(岡田重吉) 移送の決定

○政府委員(岡田重吉) 一点御注意

○政府委員(岡田重吉) 含んでおり

○政府委員(岡田重吉) 改正案の十九

○政府委員(岡田重吉) 移送の決定

○政府委員(岡田重吉) 一点御注意

○政府委員(岡田重吉) 含んでおり

○政府委員(岡田重吉) 改正案の十九

○政府委員(岡田重吉) 移送の決定

○政府委員(岡田重吉) 一点御注意

○政府委員(岡田重吉) 含んでおり

○中村正雄君 この十九條は新たにできた條項なんですが、現在の刑事訴訟法の関係で、こういう條項を設けなければいけないという不便が現実に起つた事例がありますか。

○政府委員(國泉榮君) 特にかような條件を設けなければ、これまでの訴訟において非常に支障を來したことを救うことができないと、こういう顯著な事例というものは今日まで実は起つたことはないであります。併し全体の訴訟法の建て方として、被告の正当なる権利、訴訟におきまるところの正当なる権利の行使等を考えまして、又裁判所も檢察官並びに被告人の双方の權益を十分に考える、こういうまあ観念に立ちますと、この十九條を設けた方がよろしいのではないかと、こういう考えから新たにこの第十九條を設けたのであります。

○中村正雄君 一應事件をこの裁判所の管轄に属させるべきかということ、檢察官がどの裁判所に起訴するかということによつて第一に決まるわけでありまして、そういういたしますと、この條文によりますと、檢察官も移送の請求者になつておりますが、こういう檢察官が移送の請求をするということと、檢察の方が起訴するという場合、どこの裁判所が適當かどうか、それは土地管轄の関係ではあります、何か距離するに思えるのですが、この点何か別な理由で、檢察も請求の中にいれられておるわけですか。

○政府委員(國泉榮君) 大体お説の通り檢察官が適當な裁判所に認める所で、管轄権のある裁判所に公訴を提起いたすのでありますけれども、時によりましては檢察官がこゝに適當だと

思つて起訴したときにおきまして、証人取調その他について、他の裁判所に移送した方が尙適當であるということが考えられないこともないのでありますので「檢察官の請求」ということをここにに入れて置いたわけでありまして、

○委員(伊藤修君) 他に御質疑がなければ、進行いたします。第二章裁判所職員の除斥及び忌避を、政府委員から説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(國泉榮君) 第二章「裁判所職員の除斥及び忌避」であります。この章におきましては、概括的に申しますと、忌避の規定を一切裁判所の規則に譲ることとした点が大きな違いであらうと存じます。改正案におきましては、第二十條におきまして、裁判官の除斥の場合の規定を設けました。第七号までございましてけれども、このうち第七号が現行刑訴とは変つた規定を設けておるのであります。第七号にございましては、第二百六十六條第二号の規定は、人権蹂躪の事件につきまして不起訴処分の方にあつた場合に、被害者から裁判所の方に不服の申立をいたしましたとして、裁判所がその不服を審判することに決定いたしました場合に、その取調に關係した裁判官が、この第二百六十六條の第二号の規定をした場合、それから現行刑訴の場合におきましては、略式命令に關與いたしました裁判官は、解釈上除斥の規定に入らないことになつておりましたが、これを新たに略式命令に關與いたしました裁判官も除斥の理由があることにいたしました。次に前審の裁判、それから「第三百九十八條乃至第四百條、第四百十二條若しくは第四百十三條の規定により差戻し、云

云とありますが、これは控訴審或いは上告審におきましての差し戻し若しくは移送の場合でありまして、この場合における原則決又はこれらの裁判の基礎となつた取調に關與した裁判官は除斥されることにいたしましたのであります。この第七号をかうに改めましたのは、大体改正案が、公訴提起の際に、起訴状だけで公訴提起をいたしましたとして、裁判の審判に當りまして、裁判官に予断を抱かせない趣旨を徹底させておきますので、それにも大體照應いたしました。第七号をかうに改めたのであります。次は第二十一條であります。これは大體現行法と變つてはおりません。それから第二十二條であります。これは事件について請求又は陳述をした後には、不公平な裁判をする虞があることを理由として裁判官を忌避することとはできない。但し、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後生じたとき、又はこの限りでない。この点につきましては、只今閣下政府委員からお話を申上げましたが、「請求又は陳述をした後」というふうにいたしました。大體現行刑訴とその趣旨は變つていないのであります。第二十三條「合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判官所屬の裁判所が、決定をしなければならぬ。この場合においてその裁判所が地方裁判所であるときは、合議体で決定をしなければならぬ。」「地方裁判所の一人の裁判官が忌避されたときはその裁判官所屬の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときは管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならぬ。但し、忌避された裁判官が忌避の申立を

理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。」、以下三項四項とありますが、これらはいずれも趣旨におきまして現行刑訴と變つてはおりません。それから第二十四條であります。この規定も訴訟遅延を目的とした明らかな忌避の申立は、これは却下しなければならぬ。そうしてこの場合にございましては、忌避を申立てられまして裁判官が、この却下決定に關與して差支ないことが規定してあります。これは現行刑訴とは變りはないのであります。第二十五條は、忌避の申立を却下する決定に對します不服の申立を却下する決定に對します不服の即時抗告を認めております。第二十六條は裁判所書記に關します忌避の規定であります。これは當然に第二十條の七号の場合を除きまして、その他の場合に除斥の事由によることを明らかにしております。この二十六條の規定も趣旨におきまして現行刑訴と變つたところはございません。

○委員(伊藤修君) 「第三章訴訟能力」をお願いいたします。

○政府委員(國泉榮君) 「第三章訴訟能力」であります。これも全体におきまして現行刑訴と變つた点はないのであります。第二十七條は、被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。代表者が数人ある場合におきましても、訴訟行為については各自がこれを代表する。法人の訴訟能力を明らかに認めておる規定であります。第二十八條であります。これは刑法の第三十九條乃至第四十一條の規定を適用しない罪に當る事件につきましては、被告人又は被疑者が意思能力を有

しないときは、その法定代理人が、訴訟行為についてこれを代理する。こういう規定でありまして、この「刑法の第三十九條乃至第四十一條の規定を適用しない罪」と申しますのは、只今非常に少なくなつておりますが、税法等これを見つけたのであります。こういう罪につきましては、これは法定代理人が訴訟行為についてこれを代理する規定を設けております。これも現行刑訴とは變つておりません。第二十九條は、前のような二條の規定によりまして代理する者がない場合に、檢察官の請求によりまして、又は裁判所の職権で特別代理人を選任しなければならぬ規定を設けております。こゝでちよつと違ひますのは、第二項の規定であります。被疑者を代表し、又は代理する者がない場合において、檢察官、司法警察員又は利害關係人の請求があつたときも、前項と同様である。」「という規定を設けて、被疑者の訴訟行為を代理する者の場合を規定いたしました。被疑者はこの弁護人選任の件、或いは今回の改正法におきましては被疑者が訴訟行為を遂行する場合が規定してありますが、その場合におきましては第二十七條、二十八條に該當するような場合におきまして被疑者を代表する者を規定する規定をここにいたしたのであります。この第三項はこれに「被疑者を代表し」という点が現行刑訴と變つておる点であります。あとは現行刑訴そのままの規定でございまして。以上「訴訟能力」について申上げました。

○委員(伊藤修君) 以上第二章、第三章に對して、御質疑がございましたら御申出を願ひます。

○委員(伊藤修君) 以上第二章、第三章に對して、御質疑がございましたら御申出を願ひます。

○鬼丸義實君 先だつて提案理由説明のときお願いして置きました、これまでの忌避の取扱についての実績調査であります、どんなふうになつておりますでしょうか。

○政府委員(國泉義實君) その点につきまして早速統計を調査いたしました、統計が忌避だけの統計はございせん。外のものと一緒にした数になつておりますので、今それを分るだけ整理したいと努力しております。それから尙その際委員長から回避の御請求もございまして、それに關しましては全然統計がございせんので、どうも御希望に副い難いと思ひます。

○鬼丸義實君 私承知しております、範圍においては、從來もやはり同様な忌避或いは除斥とか回避とかいう規定につきまして規定がございました。忌避の申立については相當の数のものがあつたものと記憶しております。然るに現行刑事訴訟法が施行されました以來、私は審判に於いて忌避の申立が裁判所において容れられたという先例は未だ會て一件もないと承知しております。若しそれと承知して承知して承知するならば、この際最もこの裁判を公正に、信用をいやが上にも高めて行かなければならない裁判において、こうした空文的な規定を作つて置いて、それでよいのであらうかどうか。当然政府において改正法案を研究するにつぎましては、立案に當つていろいろその点も考慮に入れたであらうと思ひます。が、何らかの方法において、從來の先例を考慮に入れて、少くともそうしたような我田引水のようなことに終らないように、制度の上においてする必要がありはしないかと、かように思ひ

ます、政府はどういうふうなお考えを持つておるかをこの際伺いたいと思ひます。

○政府委員(國泉義實君) 御指摘のように、忌避につきまして、忌避の申立が成立したといふことは私も実はあつたかどうかにつきまして甚だ疑問を持つております。併し忌避の申立があつたことは非常に多かつたといふことを承知しておるのであります、これは仮にこの裁判所の方におきまして、みづからこの忌避をされる理由がない、又客觀的にそう思うと承知しております、又場合にも、訴訟關係人から申しますと、忌避すべき理由があらうと思ひます、忌避すべき理由にやがては訴訟關係人の十分なる裁判所に対する意見を開陳する方法を存置して置くことは最も必要であらうと存じます。又同時にこの裁判所の公正確保の意味におきまして、この際除斥並びに忌避の規定といふものは、訴訟法上必要であると考へておるのであります。ただ併し現行刑訴にもありますように、又本改正案もこれを採入しましたが、改正案の第二十四條におきまして訴訟を遅延させる目的のみでなされたことの明かな忌避の申立といふことは、決定で却下しなければならぬ、この規定でございまして、この規定の運用が相當に忌避の問題を、或いは裁判所の一方的な判断のみに委ねられる處があるようにも考へられるのであります。併し訴訟法全体から申しますと、先程も申しましたように、忌避につきま

甚だ匆忙の際でございしたので、考へることはできませんでしたが、これも、併しその制度といふものは、この訴訟關係人のためにも、是非存置して置かなければならない。で、今後の運用におきましては、尙一層これが改正案の趣旨といひます点から考へましても、有効に十分に運用しなければならぬ、かように考へますので、本法においては、大体現行法をそのまま踏襲をいたしまして、ここに存置した次第であります。

○委員(伊藤修君) ちよつと速記を止めて。
〔速記中止〕
○委員長(伊藤修君) それでは速記を始め。他に御質疑あります。今の点は御明確になつたと思ひますが、よろしくございませう。鬼丸委員。

○鬼丸義實君 裁判官の忌避に對する問題については殆んどこうした規定がありますに拘わらず、從來空文化されております嫌いがあるもので、この際さういふような状態に置きますことは、やがて司法権の一般的信用を傷つけるの虞が多分にありますので、法案改正のときに當つて、特にこの点を、政府の方において、この規定に勵行的に確に実行されるようなふうなことに、尙一段の御研究をお願いして置きたい。

○政府委員(國泉義實君) 先程も申し上げましたように、忌避の申立が非常によく行われておることを私共承知しておりますが、併しその結果が統計上はつきり分つておりませんので、これが空文に帰しておると言われても、さうな事情にあるように考へられる点につきましては、先程申し上げました通り

○委員(伊藤修君) それでは速記を始め。他に御質疑あります。今の点は御明確になつたと思ひますが、よろしくございませう。鬼丸委員。

○鬼丸義實君 裁判官の忌避に對する問題については殆んどこうした規定がありますに拘わらず、從來空文化されております嫌いがあるもので、この際さういふような状態に置きますことは、やがて司法権の一般的信用を傷つけるの虞が多分にありますので、法案改正のときに當つて、特にこの点を、政府の方において、この規定に勵行的に確に実行されるようなふうなことに、尙一段の御研究をお願いして置きたい。

○政府委員(國泉義實君) 先程も申し上げましたように、忌避の申立が非常によく行われておることを私共承知しておりますが、併しその結果が統計上はつきり分つておりませんので、これが空文に帰しておると言われても、さうな事情にあるように考へられる点につきましては、先程申し上げました通り

○委員(伊藤修君) 他に御質疑なければ今日はこれで散會いたします。午前十一時五十八分散會

○鬼丸義實君 先だつて提案理由説明のときお願いして置きました、これまでの忌避の取扱についての実績調査であります、どんなふうになつておりますでしょうか。

○政府委員(國泉義實君) その点につきまして早速統計を調査いたしました、統計が忌避だけの統計はございせん。外のものと一緒にした数になつておりますので、今それを分るだけ整理したいと努力しております。それから尙その際委員長から回避の御請求もございまして、それに關しましては全然統計がございせんので、どうも御希望に副い難いと思ひます。

○鬼丸義實君 私承知しております、範圍においては、從來もやはり同様な忌避或いは除斥とか回避とかいう規定につきまして規定がございました。忌避の申立については相當の数のものがあつたものと記憶しております。然るに現行刑事訴訟法が施行されました以來、私は審判に於いて忌避の申立が裁判所において容れられたという先例は未だ會て一件もないと承知しております。若しそれと承知して承知して承知するならば、この際最もこの裁判を公正に、信用をいやが上にも高めて行かなければならない裁判において、こうした空文的な規定を作つて置いて、それでよいのであらうかどうか。当然政府において改正法案を研究するにつぎましては、立案に當つていろいろその点も考慮に入れたであらうと思ひます。が、何らかの方法において、從來の先例を考慮に入れて、少くともそうしたような我田引水のようなことに終らないように、制度の上においてする必要がありはしないかと、かように思ひ

○委員(伊藤修君) 他に御質疑なければ今日はこれで散會いたします。午前十一時五十八分散會

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 岡部 常君
委員

大野 幸一君
中村 正雄君
水久保基作君
鬼丸 義齋君
宇都宮 登君
來馬 琢道君
松井 道夫君
宮城タマヨ君

政府委員
法務廳事務官 (檢務局長) 國宗 榮君
法務廳刑事事務官 (檢務局刑事課長) 宮下 明義君
法務廳事務官 (法務廳調查官) 岡咲 恕一君
見第一局長

昭和二十三年七月二十二日印刷

昭和二十三年七月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局